



福祉施設版

NEWS LETTER

2017 年 5 月号

税理士法人 吉井財務研究所

岡山県岡山市北区青江1丁目4番16号
 TEL : 086-226-5265 / FAX : 086-224-3051
<http://www.yoshiizaimu.co.jp>

財務諸表等開示システム、6月スタート

社会福祉法人の財務諸表開示システムが6月から本格運用となります。既に各自治体で説明会が開催され、1~2月には試行運用も行われました。今回は、目前に迫った本格運用に先立ち、同システムの概要をおさらいします。



透明性と事務軽減を叶えるシステム

同システムは、次を目的として構築されたデータベースです。

- ・社会福祉法人の運営の透明性を確保
- ・国民への説明責任（情報提供）
- ・届出書類の電子化による、社会福祉法人の事務負担軽減

また全体の流れは、下図のようになります。



社会福祉法人が入力するのは？

社会福祉法人が入力する帳票類は「現況報告書」「計算書類」「財産目録」「社会福祉充実残額算定シート」の4種類です。

ここでいう、「計算書類」には、「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」「内部取引消去額」「財務諸表注記」「充実計画」が含まれます。

「現況報告書」を入力した後、勘定科目を設定し、「計算書類等」「財産目録」を入力します。先に入力した内容が後の帳票に反映され、帳票間の不整合が防止される仕組みです。「財産目録」までのデータによって、最後の「社会福祉充実残額」に必要なほとんどの項目が自動設定されます。

初年度は入力や事務手続きが増えますが、2年目以降は、前年度のデータがコピーされ、大幅な事務負担の軽減が期待できます。

正式な運用に先立って行われた試行運用は、2月28日に終了しました。一部様式等が見直されますが、試行運用で入力されたデータは、6月からの正式運用に予め反映された形で各法人にシートが配布される予定です。

介護サービス別にみる収入に対する給与費の割合

昨年末、厚生労働省から介護事業の経営概況に関する調査結果※が発表されました。ここではその結果から、介護サービス別に収入に対する給与費の割合をご紹介します。

21 サービス中 16 のサービスが 60% 超

27 年度決算における収入に対する給与費の割合をみると、21 サービス中、特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）と福祉用具貸与（介護予防を含む）以外の 19 のサービスが 50% を超えました。そのうち 16 のサービスが 60% を超えており、居宅介護支援と定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護は 80% を超えています。

18 のサービスで給与費割合が高まる

対 26 年度の増減をみると、福祉用具貸与（介護予防を含む）、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を除く 17 のサービスで、収入に対する給与費の割合が 26 年度より高くなりました。

自施設の割合は同業の平均と比べてどうなのか、ここで紹介したデータと比較してみたいかがでしょうか。

介護サービス別 収入に対する給与費の割合 (%)

	24年度決算	26年度決算	27年度決算	対26年度増減
介護老人福祉施設	59.5	62.6	63.8	1.2
介護老人保健施設	55.3	58.5	59.6	1.1
介護療養型医療施設	54.7	56.9	58.8	1.9
訪問介護（介護予防を含む）	77.5	73.3	75.2	1.9
訪問入浴介護（介護予防を含む）	68.4	70.6	72.0	1.4
訪問看護（介護予防を含む）	81.9	78.7	79.3	0.6
訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	67.9	62.2	63.5	1.3
通所介護（介護予防を含む）	61.8	61.0	62.4	1.4
通所リハビリテーション（介護予防を含む）	61.4	62.3	64.3	2.0
短期入所生活介護（介護予防を含む）	63.9	60.6	63.9	3.3
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）	41.6	43.2	44.4	1.2
福祉用具貸与（介護予防を含む）	32.6	35.7	34.8	-0.9
居宅介護支援	86.9	86.5	85.6	-0.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護★	-	88.8	82.1	-6.7
夜間対応型訪問介護★	-	78.3	81.5	3.2
認知症対応型通所介護（介護予防を含む）	67.3	66.3	67.4	1.1
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）	66.5	65.8	66.8	1.0
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）	60.2	61.7	64.0	2.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	54.3	53.1	53.9	0.8
地域密着型介護老人福祉施設	60.0	62.1	63.5	1.4
看護小規模多機能型居宅介護★	-	71.3	68.2	-3.1

厚生労働省「平成28年度介護事業経営概況調査の概要」より作成

★のサービスは24年度決算の有効回答数が少ないため公表の対象外となっています。

※厚生労働省「平成28年度介護事業経営概況調査の概要」

全ての介護保険サービスを対象に、層化無作為抽出法により抽出した6,280施設・事業所に対して、平成26年度決算及び27年度決算を28年5月に調査したものです。有効回答率は47.2%で、詳細は次のURLのページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/153-3a.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『産休中および育休中の社会保険料負担の取扱いは？』



女性職員の一人が妊娠し、産前産後休業（以下、「産休」）および育児休業（以下、「育休」）を取得した上で復帰する予定をしています。これらの休業中は、給与が支給されないため、社会保険料の負担はどうかと心配しています。休業中の社会保険の取扱いはどのようになるのでしょうか？



産休中および育休中の社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料）は、申請をすることによって、事業主負担分、本人負担分ともに免除となります。

詳細解説：

かつては出産を機に退職する女性職員は少なくありませんでした。ところが徐々に、産休や育休の取得が当たり前となってきており、多くの職員は休業を経て、職場に復帰するようになっていきます。国としても出産・育児からの職場復帰を促進するため、各種休業制度等を整備すると同時に、休業中の社会保険料に関する免除制度を設けています。そ



の制度を利用する際には下表の手続きが求められます。

育児介護休業制度に関しては、法改正が行われ今年1月に施行されましたが、再度改正が行われ、10月より2歳までの育休の延長が実施されます。秋までには規程の見直しが必要となりますので、忘れずに対応するようにしましょう。

<産休・育休に関する社会保険料関係手続一覧>

時期	手続名称	内容
産休時	産前産後休業取得者申出書	産休を取得し保険料の免除を受けるための届出
	産前産後休業取得者変更（終了）届	産休の取得期間予定が変更・終了となる際の届出
育休時	育児休業等取得者申出書	育休を取得し保険料の免除を受けるための届出
	育児休業等取得者終了届	育休の取得期間予定が変更・終了となる際の届出
産休・育休 復帰時	産前産後休業終了時報酬月額変更届	産休の終了後に、従前に比べ報酬が変動する（残業の増減含む）場合の届出
	育児休業等終了時報酬月額変更届	育休の終了後に、従前に比べ報酬が変動する（残業の増減含む）場合の届出
職場復帰・ 養育開始後	養育期間標準報酬月額特例申出書	子を養育することにより報酬が低下した場合、養育前の報酬に基づき将来の年金算定を受けられる届出
	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例終了届	子を養育することが終了した場合の届出

事例で学ぶ 4 コマ劇場

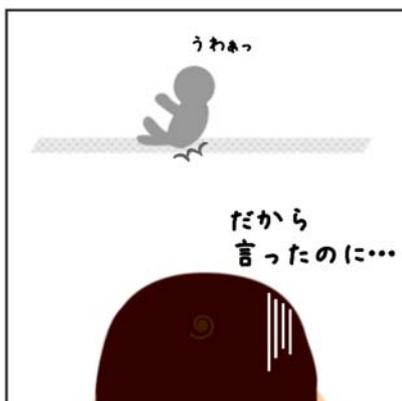
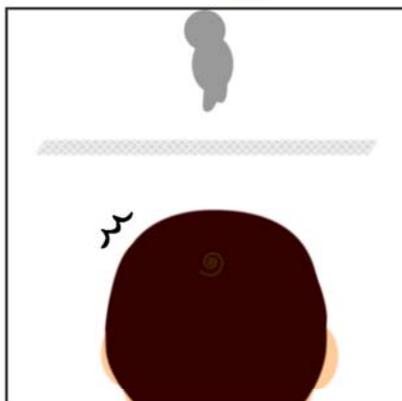
今月の接遇ワンポイント情報

『言うタイミング』



ワンポイントアドバイス

言うタイミング



利用者様への注意を促したい場合は、先に言葉で知らせ、その後、説明の状況に遭遇することが望ましく、不安や危険を回避することができます。

その言葉と行動（誘導）の“タイミングのズレ”が、ポイントです。

しかし、利用者様との対応で《説明の言葉と動作》を同時に届けている場合が多いのではないのでしょうか。特に初めて訪れた利用者様やそのご家族にしてみますと、驚きや不安を覚えます。

アイさんの場合も、段差の注意と段差に届くタイミングがほぼ同時でした。

このようなケースの他、利用者様への食事介助の際の声掛けで、「お口をあけてください」この言葉と同時にスプーンが口元にいけば、口をあけるまで待つ時間が生じることになります。また、言葉より先にスプーンが口元にあると、利用者様は驚いたり、警戒心を持つでしょう。

利用者様の着替え介助の際の、洋服に手をかける場面でも同様です。行動が先になってしまえば、恐怖心や驚きがあります。行動を起こす前に利用者様への『配慮の一言』があれば、安心していただくことができるでしょうし、丁寧で温かな印象を届けることができます。

動作（誘導）を行う前の“配慮の一言”がどのくらい出ているのでしょうか。ご自身の対応を振り返ってみましょう。“タイミングのズレ”を意識できると、より一層、よい対応に繋がることでしょう。